

(2) 障害者手帳制度

障害のある方に、一貫した相談指導を行うとともに、いろいろな援助を受けやすくするため、障害者手帳の交付制度があります。

手帳の交付を受けることにより、障害福祉サービスなどが利用できます。

申請に必要なものについては、詳しくはお問い合わせのうえ、手続きをしてください。

●身体障害者手帳の交付

障害の種類によって視覚、聴覚、音声言語、肢体不自由、内部障害に分けられます。また、障害程度の重度の方から順に、1級から6級まで区分されています。

【申請に必要なもの】

- ・診断書：所定の様式に県知事から指定を受けた医師が記入したもの
- ・写真2枚：たて4cm×よこ3cm
最近6ヵ月以内に撮影したもの
脱帽して上半身を写したもので原則無背景のもの
写真の裏面に氏名、撮影年月日を記入
- ・個人番号（マイナンバー）の確認と本人確認ができるもの

●療育手帳の交付

障害程度の重度の方から順に、④、A、③、Bに区分されています。

【申請に必要なもの】

- ・写真1枚：たて4cm×よこ3cm
最近6ヵ月以内に撮影したもの
脱帽して上半身を写したもので原則無背景のもの
写真の裏面に氏名、撮影年月日を記入
- ・身体障害者手帳（手帳の交付を受けている方のみ）
- ・個人番号（マイナンバー）の確認と本人確認ができるもの

【相談と手続き】 ◎三次市福祉保健部 社会福祉課 TEL (0824) 65-2051
障害者福祉係 FAX (0824) 62-6285
◎各支所 地域づくり係（裏表紙参照）

●精神障害者保健福祉手帳の交付

精神障害のため長期にわたり日常生活や社会生活に制約を受ける方が対象で、重度の方から順に、1級～3級に区分されています。手帳の有効期限は2年間で、更新の手続きは有効期限の3ヵ月前からできます。

【申請に必要なもの】

- ・診断書（所定の様式）または精神障害を支給事由とする年金証書等
- ・写真1枚：たて4cm×よこ3cm
最近1年以内に撮影したもの
脱帽して上半身を写したもので原則無背景のもの
写真の裏面に氏名を記入
- ・個人番号（マイナンバー）の確認と本人確認ができるもの

【相談と手続き】 ◎三次市福祉保健部 健康推進課 TEL (0824) 62-6232
健康企画係 FAX (0824) 62-6382
◎各支所 地域づくり係（裏表紙参照）